

令和4(2022)年度の新型コロナウイルス感染症に関連した学籍、授業料徴収等の特別措置について

下記①～⑨のいずれかに該当し、特別措置の申請を希望する場合は、所定の期限までに総合文化大学院チームへ必要書類等を提出してください。

記

① 修了までに在学年限を超える見込みの者の在学期間延長の特例

(対象) 令和4(2022)年3月または令和4(2022)年度秋季に修了見込みであったが、新型コロナウイルス感染症の影響により修了できず、在学年限を超える見込みの者

※博士後期課程に在学中で令和4(2022)年度中(秋季定期修了以外の時期)に修了見込みの者は、総合文化大学院チームへ問い合わせること。

学業・研究等の中断により、修了までに定められた在学年限(修士課程：3年、博士後期課程：5年)を超える見込みの者が、在学期間の延長を希望し、令和3(2021)年度までにあらかじめ修了予定年月を決め、それに向けて計画的に履修している場合で、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであると認められた場合には、その修了予定年月までの在学を許可する。

※延長が可能な期間は、令和4(2022)年度末までとする。

なお、延長された期間のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと指導教員等が認めた期間に相当する期間の授業料を不徴収とすることができる。

(提出書類)

- ・ 特例による在学期間延長願【特別措置の所定様式】※修了予定年月を明記すること。
- ・ 指導教員等による意見書【特別措置の所定様式】※同上

② 修了見込者の在学期間延長の特例

(対象) 令和4(2022)年3月または令和4(2022)年度秋季に修了要件を満たす見込の者

※博士後期課程に在学中で令和4(2022)年度中(秋季定期修了以外の時期)に修了要件を満たす見込みの者は、総合文化大学院チームへ問い合わせること。

修了要件を満たしているにも関わらず、引き続き在学を希望する者が、令和3(2021)年度までにあらかじめ修了予定年月を決め、それに向けて計画的に履修している場合で、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであると認められた場合には、その修了予定年月までの在学を許可する。なお、在学年限を超えた場合であっても適用可能とする。
※延長が可能な期間は、令和4(2022)年度末までとする。

なお、延長された期間のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと指導教員等が認めた期間に相当する期間の授業料を不徴収とすることができる。

(提出書類)

- ・ 修了延期願【特別措置の所定様式】※修了予定年月を明記すること。

- ・指導教員等による意見書【特別措置の所定様式】※同上
- ・延長期間中における行動計画書【特別措置の所定様式】

③ 長期履修制度の適用

(対象) 令和2(2020)年度に在籍していた学生

令和3(2021)年度までに長期履修期間を令和4(2022)年度以降として許可された場合のみ、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする長期履修を可能とし、最終年次からの開始も可能とする。

※長期履修開始時期は令和4(2022)年4月のみ。

(提出書類) ※事前に総合文化大学院チームへ問い合わせること。

- ・長期履修申請書類一式
- ・理由書(様式任意)
- ・指導教員等による意見書【特別措置の所定様式】

④ 在学期間延長に伴う授業料の不徴収(留学生のうち該当者)

(対象) 令和4(2022)年3月修了見込であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により修了できず、在学期間延長を行う者のうち、留学生(在留資格が「留学」の者)で、休学により「留学」の在留資格で日本に滞在できなくなることへの配慮が必要な場合

学業・研究中断にも関わらず、標準修業年限(修士課程:2年、博士後期課程:3年)を経過した場合で、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと研究科が認めた場合には、影響による期間にかかる授業料を徴収しないこととすることができる。なお、徴収しない期間については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと指導教員等が認めた期間とする。

※本特別措置による授業料不徴収を過去に受けたことがある者については、新たな影響を生じた場合のみ、対象とする。

(提出書類)

- ・在学期間延長届(所定様式)
- ・理由書(様式任意)
- ・指導教員等による意見書【特別措置の所定様式】

⑤ 在学期間延長に伴う授業料の不徴収(上記④以外の者)

(対象) 令和4(2022)年3月修了見込であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により修了できず、在学期間延長を行う者のうち、上記④に該当しない者

学業・研究中断にも関わらず、標準修業年限(修士課程:2年、博士後期課程:3年)を経過した場合で、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと教育担当理事が認めた場合には、影響による期間にかかる授業料を徴収しないこととすることができる。なお、徴収しない期間については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと指導教員等が認めた期間とする。

※本特別措置による授業料不徴収を過去に受けたことがある者については、新たな影響を生じた場合のみ、対象とする。

(提出書類)

- ・ 在学期間延長届 (所定様式)
- ・ 理由書 (様式任意)
- ・ 指導教員等による意見書【特別措置の所定様式】

⑥ 休学

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする休学を許可し、当該休学期間を休学可能期間(修士課程：2年、博士後期課程：3年)に含めないことが可能。

※上記の休学が可能な期間は、令和4(2022)年度末までとする。

(提出書類)

- ・ 休学願 (所定様式) 及び添付書類
- ・ 指導教員等による意見書【特別措置の所定様式】

⑦ 再入学の場合の学費の不徴収

(対象) 令和2(2020)年度在籍者

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする学業・研究等の中断にも関わらず、何らかの事情により休学または在学期間の延長ができずに退学し、その後再入学をする場合、再入学にかかる検定料、入学料及び授業料を徴収しないこととすることができる。なお、授業料を徴収しない期間については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと指導教員等が認めた期間とする。

(提出書類) ※退学手続き時に必要書類を提出すること。

- ・ 退学願 (所定様式)、理由書 (様式任意)
- ・ 指導教員等による意見書【特別措置の所定様式】

⑧ 大学院研究生の学費の不徴収

(対象) 令和2(2020)年度博士後期課程在籍者

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする学業・研究等の中断にも関わらず、何らかの事情により休学または在学期間の延長ができずに退学し、大学院研究生として入学し博士の学位取得を目指すことを希望する場合、大学院研究生の検定料、入学料及び授業料を徴収しないこととすることができる。なお、授業料を徴収しない期間については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと指導教員等が認めた期間とする。

(提出書類) ※**大学院研究生へ**の出願時に必要書類を提出すること。

- ・ 退学願 (所定様式)、理由書 (様式任意)
- ・ 指導教員等による意見書【特別措置の所定様式】

⑨ 令和3(2021)年度中に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者の将来的な特別措置の適用

(対象) **令和3(2021)年度在学者**

令和3(2021)年度中に新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする学業・研究等の中断があり、将来的に特別措置の申請を行う可能性がある場合。

※今年度中の申請に基づき、将来的に特別措置の申請があった場合の適用の可否や範囲を判断することとなるので、該当する場合は、下記の期限までに手続きを行うこと。

(提出書類)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に関する説明文書（様式任意）
- ・指導教員等による意見書【特別措置の所定様式】

【特別措置申請のための所定様式】 ※こちらからダウンロードしてください。

- ・ [特例による在学期間延長願](#)
- ・ [修了延期願](#)
- ・ [延長期間中における行動計画書](#)
- ・ 指導教員等による意見書 ([PDF版](#)、[Excel版](#))

【提出期限】

- ⑤：令和4(2022)年2月14日(月)
①～④、⑥、⑦、⑨：令和4(2022)年2月18日(金)
⑧：令和4(2022)年3月1日(火)

※④及び⑤について、令和4(2022)年度秋季修了見込者に関しては、決定次第、周知する。

※⑥について、令和4(2022)年5月以降に休学を開始する場合は、休学期間開始の1ヶ月前まで。

【提出場所】 教務課総合文化大学院チーム

(アドミニストレーション棟1階5番窓口)

※新型コロナウイルス感染症対応のため、電子ファイルによる提出も認める。

下記のフォームに必要事項を入力の上、ファイルをアップロードすること。

①②④⑤⑦⑧：<https://forms.gle/1izH2DpLZePpViuf8>

⑥：<https://forms.gle/Hau2FTPEwoXrP81x7>

⑨：<https://forms.gle/2jGPjq5DWB2hDP4j7>

※③については、総合文化大学院チームにお問い合わせすること。

【特別措置の適用の可否の通知】 令和4(2022)年3月中

※上記の特別措置については、総合文化大学院チームへの書類提出後、所属専攻・プログラム及び研究科(⑤については、大学本部)において承認が得られた場合に許可されます。

不明な点等は、総合文化大学院チームまでお問い合わせください。

令和4(2022)年1月27日 総合文化大学院チーム